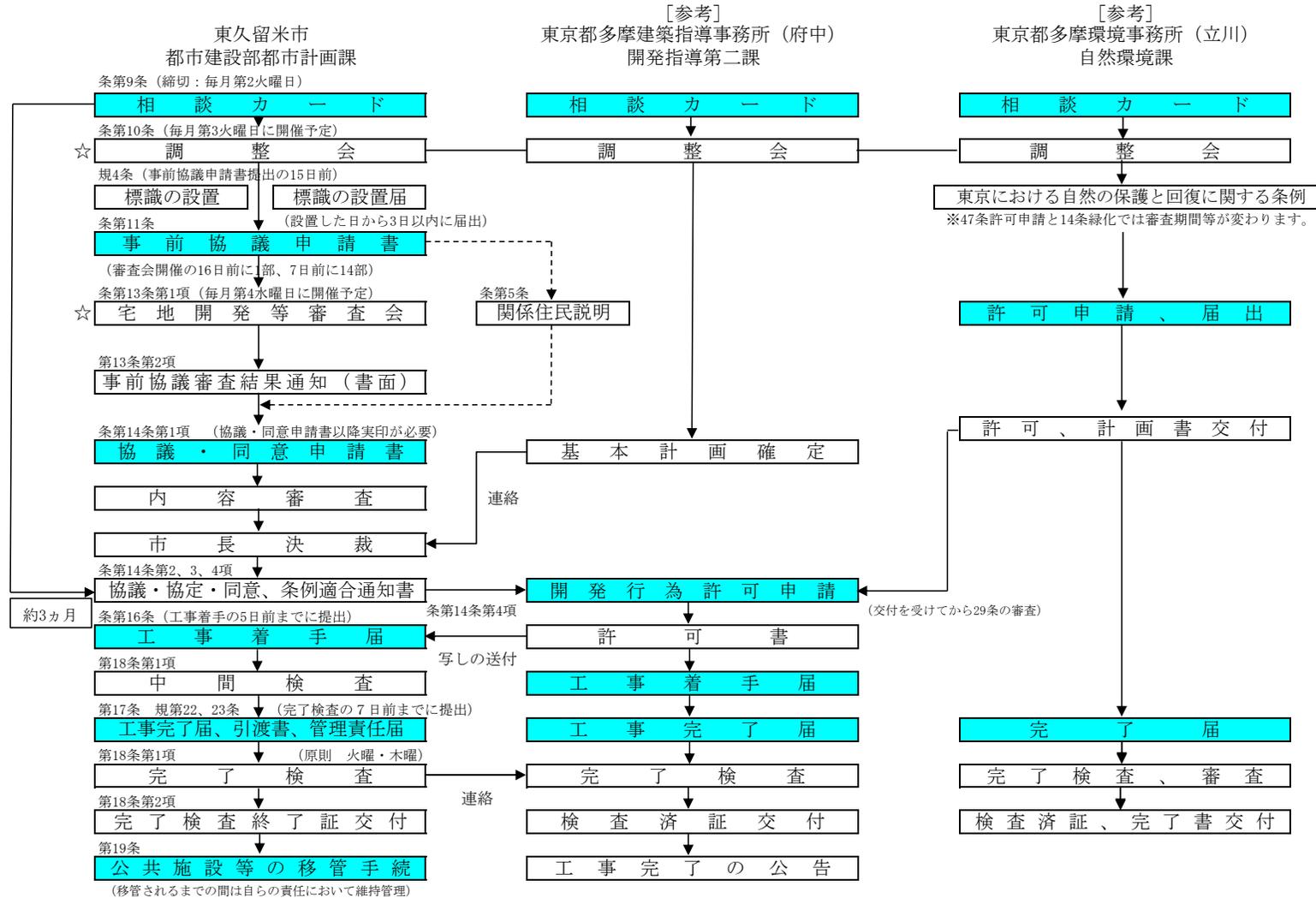


「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5. 7. 1

1. (1) 開発行為

- ※・[]は、事業者が提出するもの。
- ☆は月に1回の開催になります。
- 相談カード提出期限等詳細については各事務所に確認をしてください。
- 東京都のフローチャートについては参考情報になります。



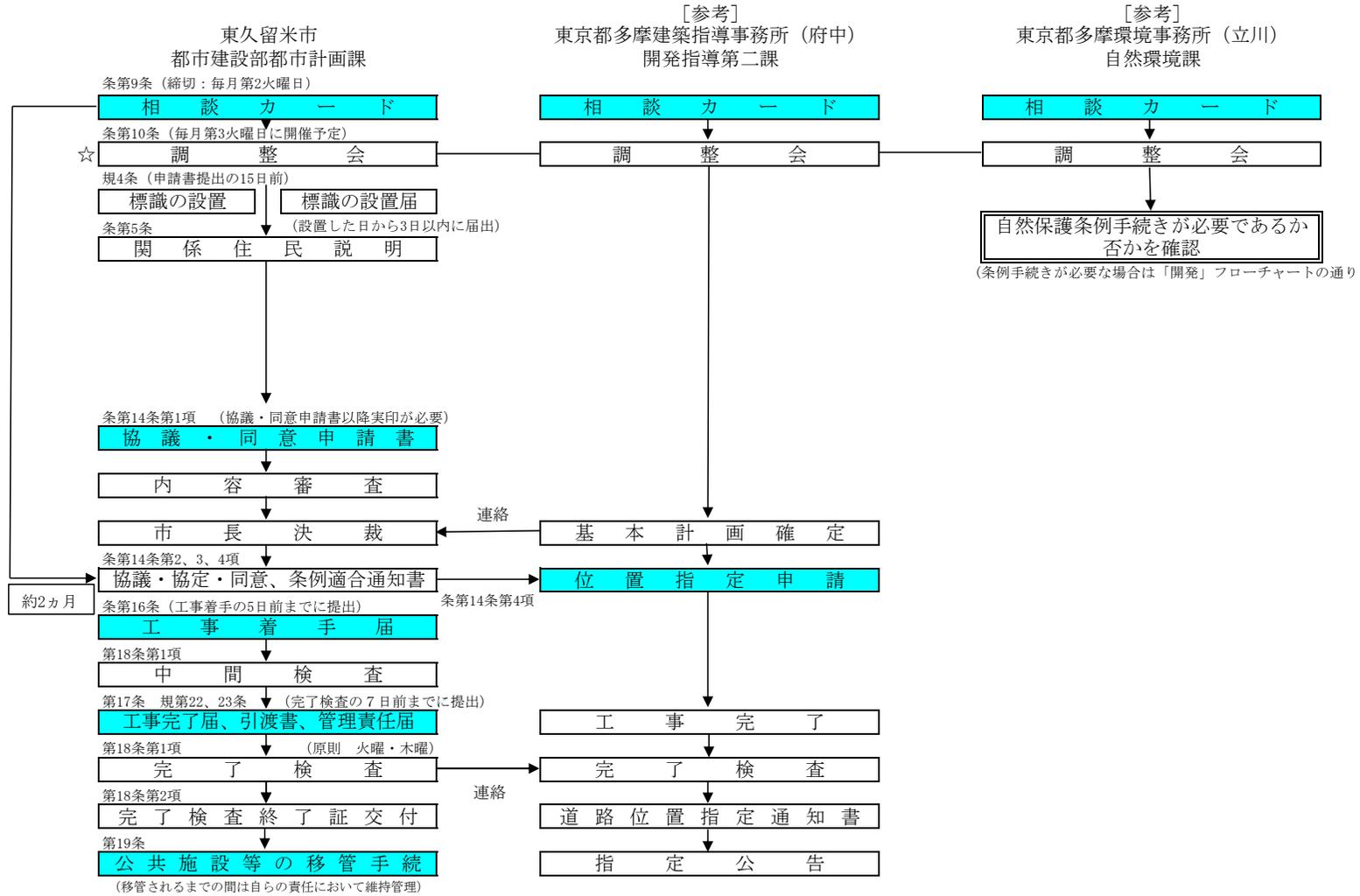
- 協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。
- 協議・同意の申請が、事前審査結果通知送付日から90日以内に行われない場合は、事前協議はなかったものとみなします。(条例第14条第5項)

「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5. 7. 1

(2) 道路位置指定

- ※・ は、事業者が提出するもの。
 ・☆は月に1回の開催になります。
 ・相談カード提出期限等詳細については各事務所に確認をしてください。
 ・東京都のフローチャートについては参考情報になります。



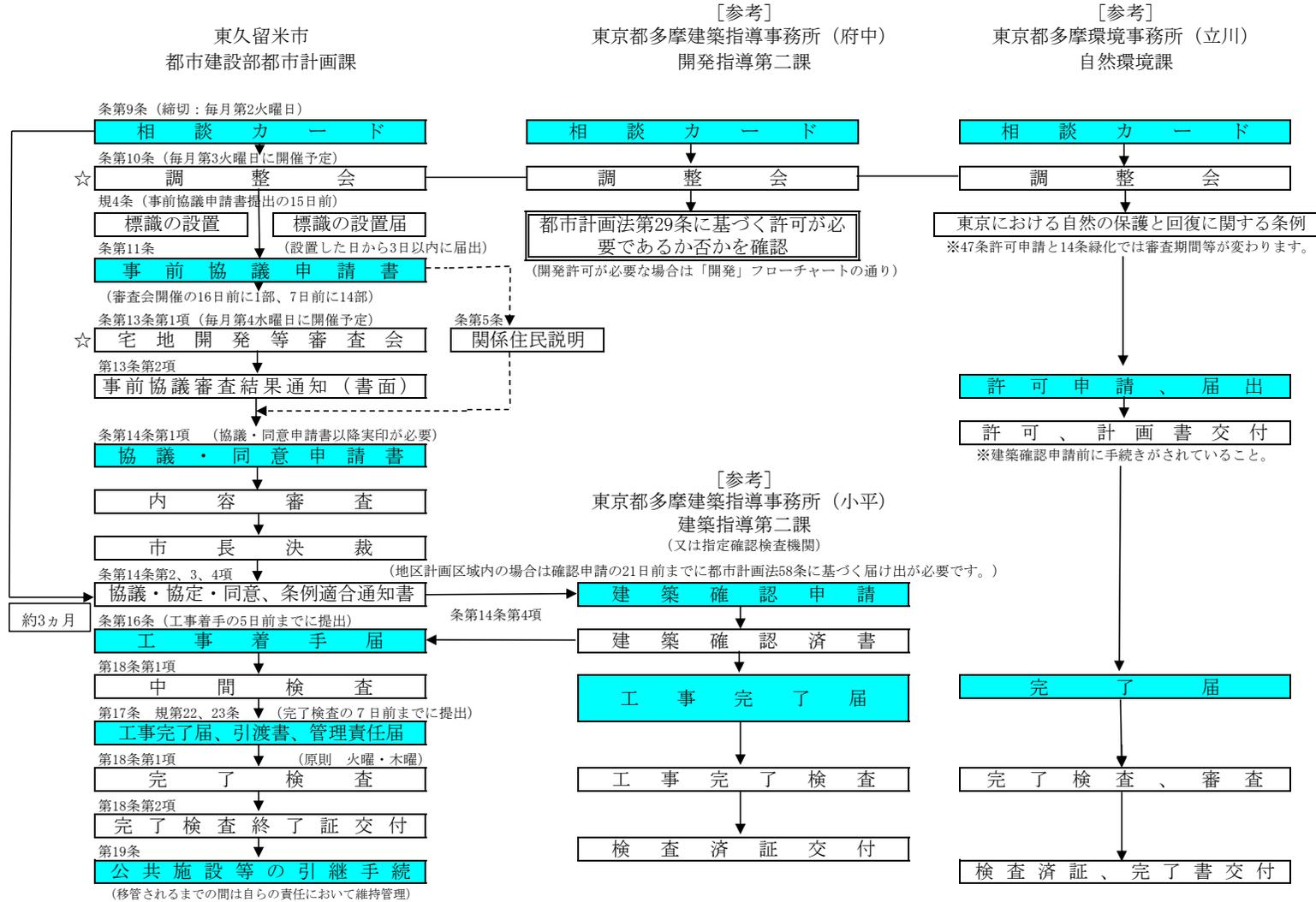
○協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。

「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5. 7. 1

(3) 特殊建築物、中高層建築物、集合住宅

- ※・[]は、事業者が提出するもの。
- ・☆は月に1回の開催になります。
- ・相談カード提出期限等詳細については各事務所に確認をしてください。
- ・東京都のフローチャートについては参考情報になります。



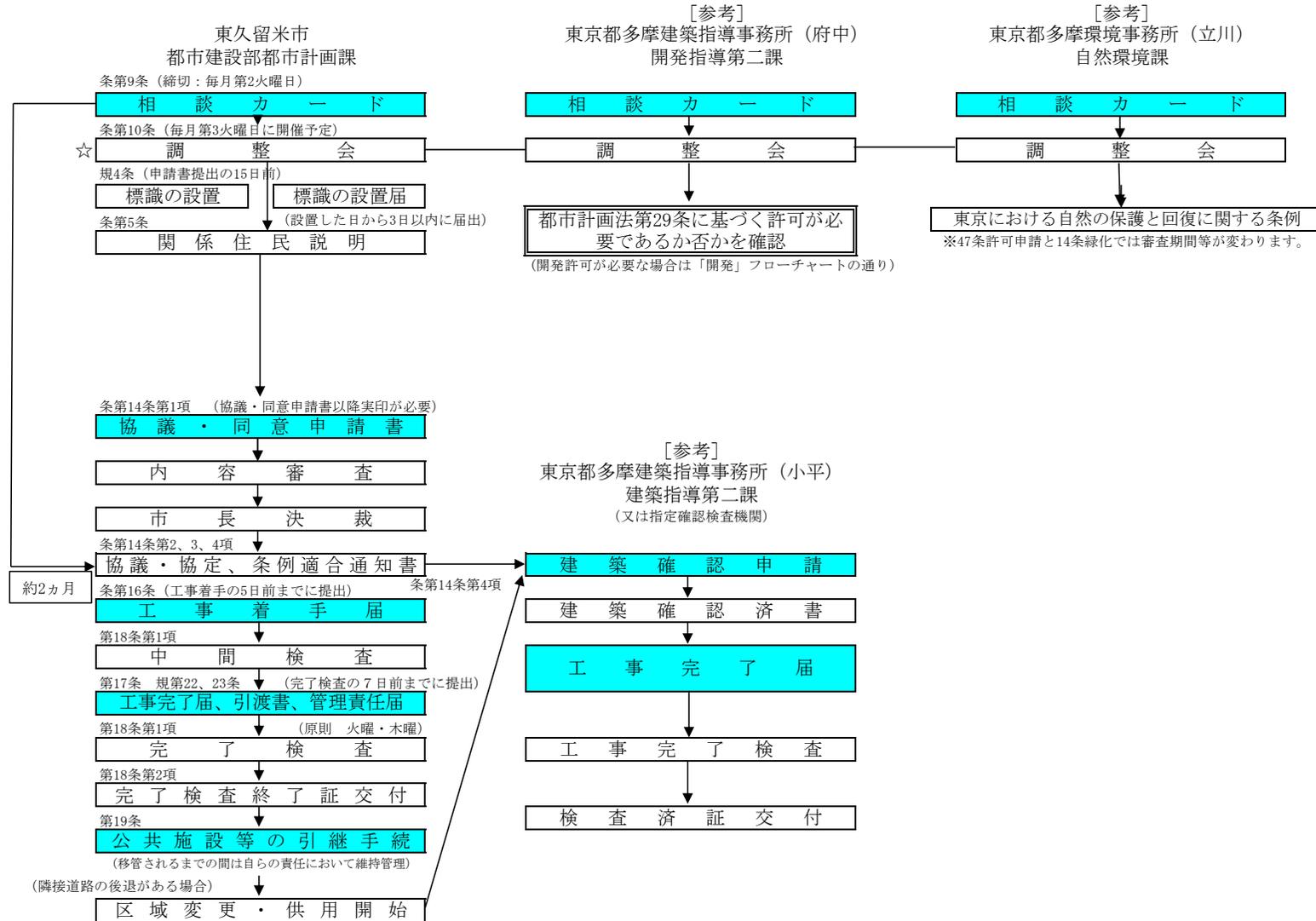
- 協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。
- 協議・同意の申請が、事前審査結果通知送付日から90日以内に行われない場合は、事前協議はなかったものとみなします。(条例第14条第5項)

「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5. 7. 1

(4) 宅地分割

- ※・[]は、事業者が提出するもの。
- ・☆は月に1回の開催になります。
- ・相談カード提出期限等詳細については各事務所に確認をしてください。
- ・東京都のフローチャートについては参考情報になります。



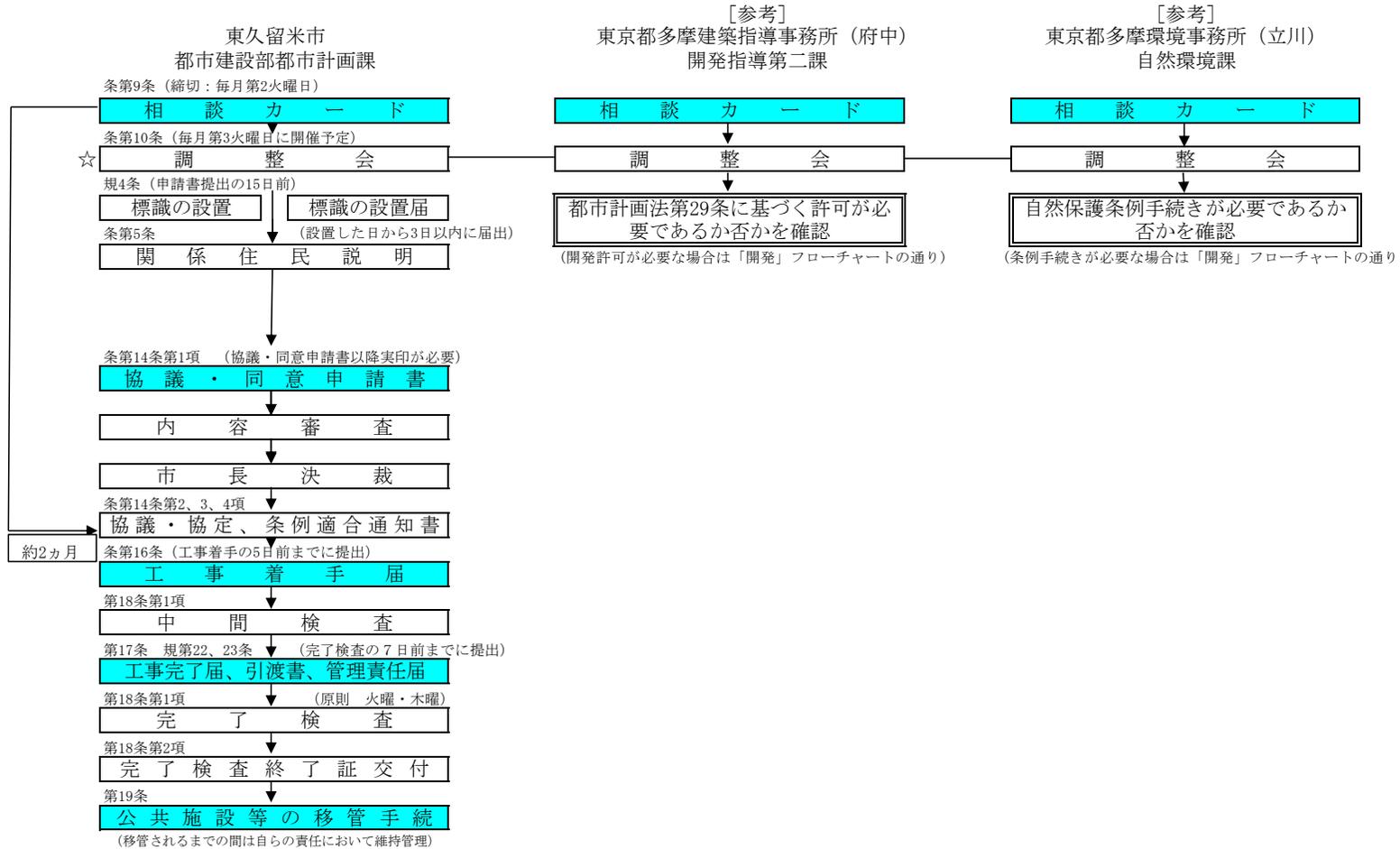
○協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。

「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5. 7. 1

(5) 駐車場、墓地

- ※・[]は、事業者が提出するもの。
- ・☆は月に1回の開催になります。
- ・相談カード提出期限等詳細については各事務所に確認をしてください。
- ・東京都のフローチャートについては参考情報になります。



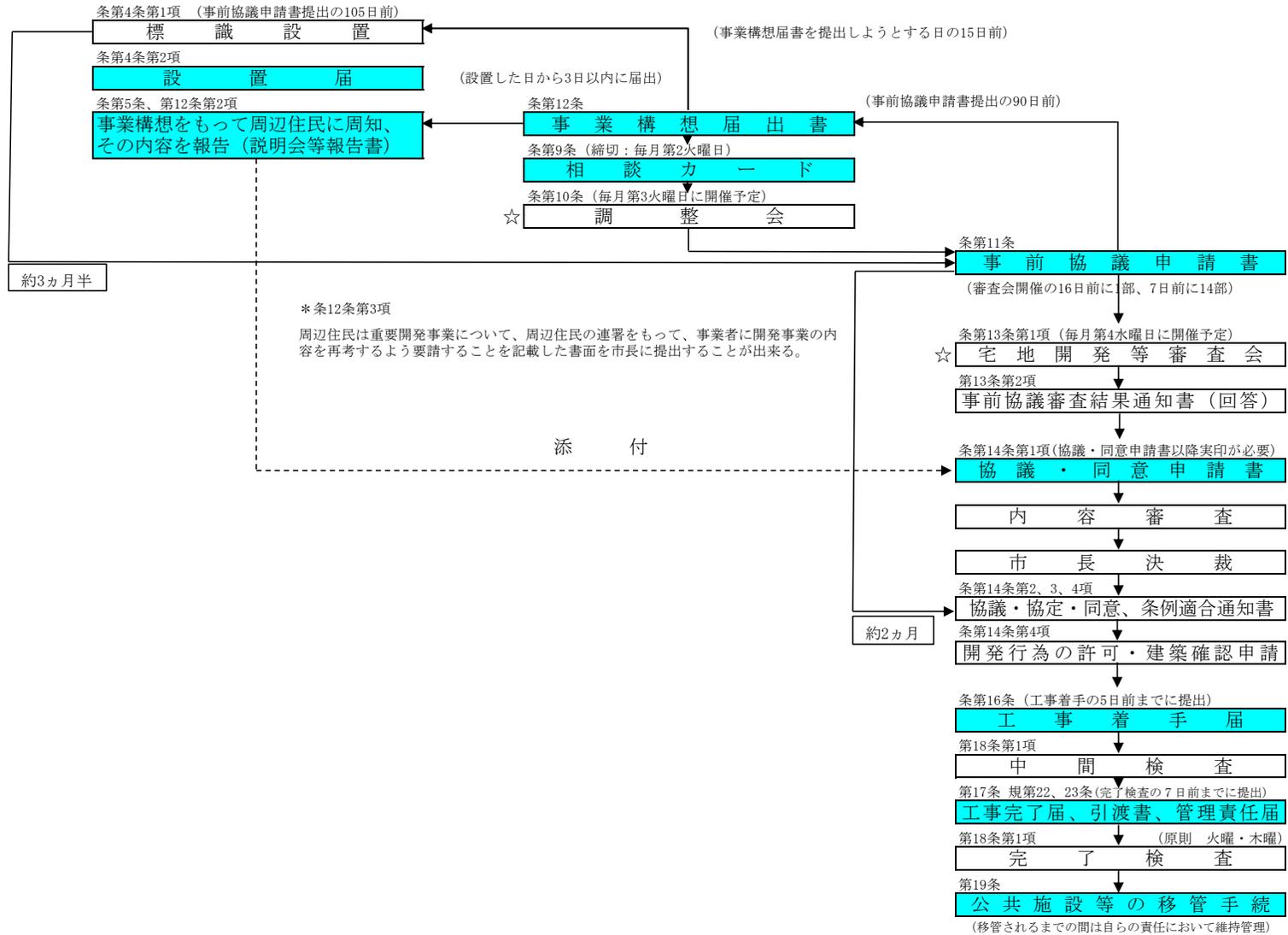
○協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。

「東久留米市宅地開発等に関する条例」申請手続きフローチャート

R5. 7. 1

2. 重要開発事業 (条第12条第1項(1)(2)(3)(4))

- ※・[]は、事業者が提出するもの。
- ・☆は月に1回の開催になります。
- ・事業構想届出書以降の手続きについては、該当フローチャートを参考してください。



- 協議・同意申請書は、全ての書類を添えて提出してください。なお、受理から協定締結までは2週間程度かかります。
- 協議・同意の申請が、事前審査結果通知送付日から90日以内に行われない場合は、事前協議はなかったものとみなします。(条例第14条第5項)